

議第 8 1 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 処分する財産の種類
土地
- 2 処分する財産の所在等

| 所 在 | 字 | 地 番 | 地 目 | 地 積 |
|--------|----|---------|-----|-------------------------|
| 今津町上弘部 | 上野 | 7 6 7 番 | 溜池 | 2, 2 8 0 m ² |
| 今津町上弘部 | 上野 | 8 0 0 番 | 溜池 | 1, 4 8 7 m ² |
| 今津町上弘部 | 上野 | 8 4 8 番 | 溜池 | 1, 0 2 4 m ² |

- 3 処分の相手方
高島市今津町上弘部 4 1 4 番地
認可地縁団体 上弘部区

- 4 処分の方法
譲与

- 5 処分の理由

この財産は、上弘部区が管理および使用してきたものであり、今般、認可地縁団体である上弘部区からの財産譲与の申し出により、処分しようとするものである。